

○成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年3月21日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例(平成25年条例第10号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申出)

第2条 子育て支援センターを使用しようとする者は、市長が備え付ける利用者カード(別記様式)に必要な事項を記入し、市長に申し出なければならない。

(遵守事項)

第3条 子育て支援センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等の損傷及び滅失に注意すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
(成田市子ども館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 成田市子ども館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年規則第59号)は、廃止する。
(成田市社会福祉施設苦情解決実施規則の一部改正)
- 3 成田市社会福祉施設苦情解決実施規則(平成14年規則第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別記様式

その1

利用 者 カ ー ド			
		年 月 日	
		入所時刻	時 分
1 子どもが1人で利用する場合			
フリガナ	住 所	
氏 名	(歳)	電話番号	
学 校 名		学年	
2 親子で利用する場合			
フリガナ	住 所	
保護者氏名		電話番号	
フリガナ	
児童氏名	(歳)	(歳)	
学校名・学年			

(ふれあいひろば用)

その2

利用 者 カ ー ド			
		年 月 日	
		入所時刻	時 分
フリガナ	住 所	
保護者氏名		電話番号	
フリガナ	
乳幼児氏名	(歳)	(歳)	

(なかよしひろば用)